

「熱中症警戒アラート」を理由とする 区有施設利用者のキャンセル対応について

環境省及び気象庁が熱中症予防に向けて発表している「熱中症警戒アラート」が発令された日における区有施設の貸室利用について、利用時までには熱中症予防を理由としたキャンセルの申し出があった場合、直前キャンセルのペナルティを適用しないこととします。

利用者の皆様も、外出を控える、こまめに水分補給をするなど、熱中症予防に努めてください。

令和6年4月24日

台場区民センター